

青警本教第459号  
青警学第321号  
青警本務第373号  
平成27年12月25日

各 所 属 長 殿

青森県警察本部長

青森県警察官採用時特別教養実施要綱の制定について

特別採用警察官に対する採用時特別教養については、「青森県警察官採用時特別教養実施要綱の制定について」（平成17年3月15日付け青警本務第199号、青警学第56号）により示達しているところであるが、各所属においては、別添の実施要綱を再確認のうえ、効果的かつ効率的な教養の推進に配慮されたい。

なお、前記通達は廃止する。

担当：教養課教養指導係（職場教養）

## 別添

### 青森県警察官採用時特別教養実施要綱

#### 第1 趣旨

この要綱は、青森県警察に中途採用された警察官（以下「特別採用警察官」という。）に対し、真に職責を自覚させ、使命感を培い、円満な良識と豊かな人間性をはぐくむとともに、警察業務の基本的知識及び技能の確実な修得並びに体力・気力の錬成を図り、もって適正に職務を執行し得る警察官を育成するため、採用時の特別教養の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

#### 第2 定義

この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

##### 1 特別採用警察官

特別採用警察官とは、修得した高度な専門的知識若しくは技能又は特別な能力を生かし、犯罪捜査を専門的に行わせるため、特別に中途採用された警察官をいう。

##### 2 特任教養

新たに採用された特別採用警察官に対して行う基礎的教養訓練をいう。

##### 3 特任科

特別採用警察官に対して、青森県警察学校（以下「警察学校」という。）において特任教養を行うための課程をいう。

##### 4 実務教養

特任科を修了した特別採用警察官に対して行う配置先所属における教養をいう。

##### 5 特別実務研修

特別採用警察官に対して、配置された所属（以下「配置先所属」という。）において実務教養を行うための研修をいう。

##### 6 特任補修教養

特別実務研修を修了した特別採用警察官に対して行う補修的教養訓練をいう。

##### 7 特任補修科

特別採用警察官に対して、警察学校において特任補修教養を行うための課程をいう。

##### 8 採用時特別教養

特別採用警察官の採用に際して行う特任教養、実務教養及び特任補修教養をいう。

#### 第3 採用時特別教養の対象、編成及び期間

##### 1 対象

採用時特別教養の対象は、特別採用警察官とする。ただし、本部長が本要綱に基づく特別教養が必要ないと特に認めるときは、対象から除外することができる。

## 2 編成

採用時特別教養の課程は、特任科、特別実務研修及び特任補修科をもって編成し、それぞれ特任教養、実務教養、特任補修教養の順に行うものとする。ただし、本部長が特に認めるときは、その一部を省略することができる。

## 3 期間

採用時特別教養の期間は、特任教養にあつては6か月、特別実務研修にあつては3か月、特任補修教養にあつては2か月とする。ただし、本部長が特に認めるときは、期間を短縮することができる。

## 第4 採用時特別教養期間中の所属等

1 特別採用警察官の所属は、特任教養の期間中は、原則として警察学校とし、実務教養及び特任補修教養の期間中は、配置所属とする。

なお、警務課長は、採用時特別教養の開始前に配置予定先の所属（以下「配置予定先所属」という。）の名称を当該所属長及び当該特別採用警察官に通知するものとする。

2 特任教養及び特任補修教養期間中における特別採用警察官の居住先は、警察学校学生寮とし、実務教養期間中の居住先は、配置先所属の所在地を管轄する警察署の管轄区域内とする。

## 第5 特任科及び特任補修科の実施方法

### 1 教養実施先

特任科及び特任補修科は、警察学校において実施するものとする。

### 2 教養方法

#### (1) 特任科

特任科の教養方法は、原則として、短期課程初任科に編入して実施するものとする。

#### (2) 特任補修科

特任補修科の教養方法は、原則として、短期課程初任補修科に編入して実施するものとする。

### 3 教養内容

特任科及び特任補修科の具体的な教養内容については、別に定めのある初任科、初任補修科の実施要領を準用するものとし、採用時特別教養の開始前に配置予定先所属の長が警察学校長と協議して当該特別採用警察官に必要な教養内容を策定するものとする。

### 4 講師の派遣

配置予定先所属及び配置先所属の長（以下「配置（予定）先所属長」という。）は、策定した具体的な教養内容に基づいて、警察学校に講師を派遣し、特別採用

警察官に必要な専門的知識及び技能等を教養するものとする。

## 第6 特別実務研修の実施方法

### 1 教養実施先

特別実務研修は、配置先所属において実施するものとする。ただし、研修の内容から配置先所属の長が必要と認めるときは、配置先所属以外の所属においても実施できるものとする。

### 2 教養内容

教養内容は、配置（予定）先所属長が定めるものとする。

## 第7 相互の連絡等

教養課長、警察学校長及び配置（予定）先所属長は、相互に緊密な連絡をとり、特別採用警察官の採用時特別教養を効果的かつ効率的に実施するよう配慮するものとする。